

呉市創業支援等事業計画の特定創業支援事業

創業支援等事業者	集合支援	個別支援	支援内容
呉商工会議所・呉広域商工会		●	・専門家による個別支援
(株)日本政策金融公庫		●	・事業計画策定等個別相談支援
(株)広島銀行		●	・事業計画策定等個別相談支援
		●	・創業補助金の申請支援
(株)もみじ銀行		●	・事業計画策定等個別相談支援
		●	・創業補助金の申請支援
呉信用金庫		●	・事業計画策定等個別相談支援
		●	・創業補助金の申請支援
(公財)ひろしま産業振興機構	●		・創業支援セミナー
		●	・創業マネージャーによる各種相談
		●	・創業サポーターによる専門アドバイス
(公財)くれ産業振興センター		●	・インキュベーションマネージャーによる経営相談
呉市		●	・セミナー等の開催(起業家支援プロジェクト、販路拡大セミナー、リノベーションまちづくり、女性の創業支援セミナー)

上記の支援を1ヶ月以上にわたり4回以上受け、**経営、財務、人材育成、販路開拓**のノウハウを習得できた場合、「特定創業支援等事業」を受けた者として市が証明書を発行します。

【経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウの内容】

区分	内容
経営	経営全般(理念、戦略など)、事業計画策定 など
財務	財務、会計、経理、税務、資金調達、資金繰り など
人材育成	従業員の雇用、人事・労務管理、人材確保・育成 など
販路開拓	商品開発、マーケティング、販売促進、販路開拓 など

特定創業支援等事業を受けることのメリット

会社設立の登録免許税が半額になります。
《株式会社の場合》
資本金の0.7% → 0.35%
最低税額 15万円 → 7.5万円

無担保・第三者保証人なしの信用保証枠が+1,000万円。
1,000万円 → 2,000万円

創業関連保証の特例適用が拡大されます。
創業の2ヶ月前 → 6ヶ月前

【証明書発行の流れ】

